カイコ学習動画制作業務委託　評価基準

１　基本的事項

　　事業者は、動画制作の意義や目的を十分理解しているとともに、柔軟かつ高度な発想力及び企画提案力を有し、カイコ学習の魅力を最大限に引き出す動画制作能力を有する事業者でなければならない。

２　選定基準

（１）企業理念

　　ア　動画に対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲

（２）業務実績

　　ア　自治体の動画制作など受注実績

（３）人員体制

　　ア　勤務体制、休暇等における代替確保

　　イ　専門的技術

（４）提案内容

　　ア　本業務の趣旨に沿った、説得力のあるコンセプトになっているか

　　イ　コンセプトに基づいた分かりやすい構成、デザインとなっているか

　　ウ　本市ならではの魅力を十分引き出せるものとなっているか

　　エ　独自性や話題性が高く、見た人の興味やもっと知りたいという欲求を抱かせる内容となっているか

　　オ　完成した動画について、市内のみならず市外に対しても効果的にアピールすることができる活用方法の提案があるか

（５）価格

　　ア　金額が提案内容に対して適当であるか

　３　評価基準

　（１）評価項目に対する評価基準及び評価点数割合は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 評価点数 |
| おおいに評価できる | ５．０ |
| 評価できる | ４．０ |
| 普通 | ２．５ |
| あまり評価できない | １．０ |
| 評価できない | ０．０ |

　（２）判定

　　　　各評価の評価点数は（１）のとおり５段階で判定する。

　　　　なお、評価項目の（４）は重要項目であるため、ア、オは、「おおいに評価できる」「評価できる」の評価点数を２倍に割り増しし、（４）イ～エについては「おおいに評価できる」「評価できる」を３倍に割り増しする。

　（３）優先交渉権者の選定

　　　　各評価項目の最高得点者を優先交渉権者とする。

　　　　なお、選定委員会で決定した業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

　　　　また、同点の場合は、上記選定基準のうち、（４）の合計点数が高い事業者を優先交渉権者とし、それも同点の場合は、（４）のイ～エの合計点が高い事業者を優先交渉権者とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 選定基準 | 配点 | 倍率 | 点数 |
| (1) | 企業理念 | ア | カイコ学習動画に対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲 | 5 | 5 | 1.0 |  |
| (2) | 業務実績 | ア | 自治体のPR動画など受注実績 | 5 | 5 | 1.0 |  |
| (3) | 人員体制 | ア | 勤務体制、休暇等における代替確保 | 10 | 5 | 1.0 |  |
| イ | 専門的技術 | 5 | 1.0 |  |
| (4) | 提案内容 | ア | 本業務の趣旨に沿った、説得力のあるコンセプトになっているか | 65 | 10 | 2.0 |  |
| イ | コンセプトに基づいた分かりやすい構成、デザインとなっているか | 15 | 3.0 |  |
| ウ | 本市ならではの魅力を十分引き出せるものとなっているか | 15 | 3.0 |  |
| エ | 独自性や話題性が高く、見た人の興味やもっと知りたいという欲求を抱かせる内容となっているか | 15 | 3.0 |  |
| オ | 完成した動画について、市内のみならず市外に対しても効果的にアピールすることができる活用方法の提案があるか | 10 | 2.0 |  |
|  | 合　計 | 90 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 点数 |
| おおいに評価できる | 5.0 |
| 評価できる | 4.0 |
| 普通 | 2.5 |
| あまり評価できない | 1.0 |
| 評価できない | 0.0 |